

道路法令関係Q&A

道路管理の瑕疵について

道路局路政課

ある昼下がりのダイスケとその妻哲子の会話

哲子

あなた、ちょっと聞いて。私の幼馴染が、冬に交通事故を起こしたんだって。高速道路を走っていたら、路面が凍結してたらしくて、急にハンドルを取られてガードレールに衝突したんだって！

ダイスケ

それは大変だったね。怪我はなかったのかい？

哲子

幼馴染の彼、とっても端正なお顔立ちだったから、心配したんだけど、幸いかなり傷程度で済んだらしいわ。助手席に彼の恋人を乗せていたんだけど、その人も無事だったし、他の人を巻き込んだということもなかったんだって。でもね、治療が終わって病院から帰ったら、ガードレールを弁償しろっていう請求書が来てたん

だって！ 彼は「俺は悪くない」といって不服申し立てをしているところなの。

ダイスケ

怪我人がいなくてよかったね。でも、弁償するのは仕方ないと思うな。壊したものは壊した人が元通りにするのが筋だから。

哲子

え？ 何でそうなるの？ 確か、学生時代に習った行政法の講義によると、国・公共団体は、道路などの公の営造物の設置・管理瑕疵について無過失の賠償責任を負うはずでしょ？

ダイスケ

良く覚えているなあ。確かに国家賠償法第二一条は、そう規定しているね。

哲子

それに、その規定は無過失責任のはずよ。だから、私の幼馴染がガードレールを弁償するいわれなんてなくて、むしろ彼は被害者として、道路の管理を怠っていた道路管理者を相手取っ

て国家賠償を請求できるんじゃないの？

ダイスケ

必ずしもそうとは限らないよ。無過失責任というのはその通りだけど、判例では、瑕疵とは「営造物が通常有すべき安全性を欠いていること」とされているんだ。だから、結局のところ、君の幼馴染が事故を起こしたとき、当該道路が「通常有すべき安全性を欠いて」いたかどうかにかかってくると思うな。

哲子

そんな抽象的なことを言われても、良く分かんないわ！ 路面が凍結しているなんて、高速道路としてはあってはならないことじゃないの？

ダイスケ

良く分からないというのは、その通りなんだ。「通常有すべき安全性」という基準は一般論としては受け入れられているようなんだけど、その具体的内容ではいろんな考え方があって、設置管理者が損害を回避する義務を怠っていたかどうかで判断しようとする説がある一方で、営造物に物理的瑕疵があるか否かで判断しようとする説もある。高速道路の凍結が物理的瑕疵というのであれば、後者の説によれば通常有すべき安全性がないことになるだろう。でも、前者の説によれば、たとえば、直前に見回りをして

異常が確認されていない場合や凍結注意といった表示を電光掲示板で知らせているなどの措置をとっている場合は通常有すべき安全性は確保されていたといえるかもしれない。最終的には、裁判所で争うのが良いんだろうけど。道路管理者は、その点については何と主張しているんだい？

哲子

直前に見回りを行ったときは路面の凍結は確認できなかったと主張しているわ。あと、他のドライバーは誰も事故を起こしていないんだから、事故を起こすような凍結はなかったとも推測しているわ。

ダイスケ

それを聞くと、どうやら道路管理者の側に分がありそうだね。路面が凍結していたというけれど、それは確かなのかい？ 単に君の幼馴染の操作ミスじゃないのかな？

哲子

それは間違いないわ。急にズルズルッと滑り出したんだもの。それに、ちゃんとこの目で、凍結しているのも確認済みよ！

ダイスケ

この目で・・・？ どういうこと？ そういえば、夜遅くに帰ってきて、どこに行ったかも答えずに、首が痛いときとさつさと寝ちゃったとき

哲子

があつたよな・・・。たしか、あれは冬・・・。
え、あ・・・、それは・・・。

<参考>

国家賠償法

第二条

- 1 道路、河川その他の公の营造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。
- 2 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。